

別表（第3条関係）

補助対象外業種

1. 農業
2. 林業及び狩猟業
3. 漁業
4. 金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）
5. 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
6. 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
 - ② 易断所、観相業、相場案内業
 - ③ 競輪、競馬等の競争場、競技団
 - ④ 芸ぎ業・芸ぎ業あつ旋業
 - ⑤ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ⑥ 興信所
 - ⑦ 集金業、取立て業（公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く。）
 - ⑧ 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体